| 講習 | 機変関の名称実施 | 機変関の所在実施 | 機変関の名称実施 | 機変関の所在実施 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| ンンａＧＣ<br>グセｎＤ<br>プラキャＦ<br>ロトリ－Ｊ<br>グレアカａ<br>ムーウｐ | 株フテ式・ンプ会ピスス社－プタッルッ | 栄一市愛中丁中知央目区県名ビ五新古ル番栄屋地町屋 | フテ株式会ンプ社スタッ | 一代東番々京都号一木二渋丁谷目区 | 年平七成月二十日八 |

## ○環境省・農林水産省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月二十三日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月二十七日

農林水産大臣　山本　有二
環境大臣　山本　公一

承認番号　17―46Ｐ―0001

| | |
|---|---|
| 承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | ダウ・ケミカル日本株式会社<br>代表取締役　栗田　道郎<br>東京都品川区東品川二丁目２番24号 |
| 承認を受けた第一種使用規程 | |
| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ（改変*cry1F*，改変*cry1Ac*，*pat*，*Glycine max* (L.) Merr.）（DAS81419，OECD UI：DAS―81419―2） |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容 | 食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法 | 別に定めるモニタリング計画書に基づき、申請者によるモニタリングを実施する。 |

承認番号　17―46Ｐ―0002

| | |
|---|---|
| 承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | 日本モンサント株式会社<br>代表取締役社長　山根精一郎<br>東京都中央区京橋二丁目５番18号 |
| 承認を受けた第一種使用規程 | |
| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | 低飽和脂肪酸・高オレイン酸並びに除草剤グリホサート及びジカンバ耐性ダイズ（*FAD2―1A*，*FATB1―A*，改変*cp4 epsps*，改変*dmo*，*Glycine max* (L.) Merr.）（MON87705×MON87708×MON89788，OECD UI：MON―87705―6×MON―87708―9×MON―89788―1）並びに当該ダイズの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。） |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容 | 食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法 | ― |

承認番号　17―46Ｐ―0003

| | |
|---|---|
| 承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | シンジェンタジャパン株式会社<br>代表取締役社長　篠原　聡明<br>東京都中央区晴海一丁目８番10号オフィスタワーＸ |
| 承認を受けた第一種使用規程 | |
| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | 耐熱性αーアミラーゼ産生並びにチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ（改変*amy797E*，改変*cry1Ab*，*cry34Ab1*，*cry35Ab1*，改変*cry3Aa2*，改変*cry1F*，*pat*，*mEPSPS*，*Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis)（3272×Bt11×*B.t.* Cry34／35Ab1 Event DAS―59122―7×MIR604×*B.t.* Cry1F maize line 1507×GA21，OECD UI：SYN―E3272―5×SYN―BT011―1×DAS―59122―7×SYN―IR604―5×DAS―01507―1×MON―00021―9）並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。） |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容 | 食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法 | ― |

承認番号　17―46Ｐ―0004

| | |
|---|---|
| 承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | シンジェンタジャパン株式会社<br>代表取締役社長　篠原　聡明<br>東京都中央区晴海一丁目８番10号オフィスタワーＸ |
| 承認を受けた第一種使用規程 | |
| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ（改変*cry1Ab*，改変*vip3A*，改変*cry3Aa2*，*cry1A．105*，改変*cry2Ab2*，*ecry3．1Ab*，*pat*，*mEPSPS*，*Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（Bt11×MIR162×MIR604×MON89034×Event 5307×GA21，OECD UI：SYN―BT011―１×SYN―IR162―４×SYN―IR604―５×MON―89034―３×SYN―05307―１×MON―00021―９）並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。） |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容 | 食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法 | ― |

## ○国土交通省告示第百二十九号

鹿児島空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十二号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十七日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　鹿児島空港　鹿児島県霧島市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十二年国土交通省告示第二百八十八号を参照）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　百八十六万二千百二十六平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局鹿児島空港事務所において縦覧に供する。